

参考資料3

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
(第2回)

2023年1月16日(月) 15:00-17:00

学校施設整備関連データ

公立学校施設のバリアフリー化（公立小中学校のバリアフリー化の状況）

校舎

令和4年9月1日現在

| | 学校数 A | 車椅子使用者用 トイレ B B/A | | スロープ等による段差解消 | | | | エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む) | | |
|---------------|----------|-------------------------|---------|------------------------|---------|-----------------------------|---------|------------------------------------|---------|------------|
| | | | | 門から 建物の前まで C C/A | | 昇降口・玄関等から 教室等まで D D/A | | E | E/A | うち 1階建て |
| | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 (参考) | 28,156 | 18,359 | (65.2%) | 22,111 | (78.5%) | 16,122 | (57.3%) | 7,634 | (27.1%) | 248 |
| 令和4年度 | 27,733 | 19,523 | (70.4%) | 22,805 | (82.2%) | 16,954 | (61.1%) | 8,041 | (29.0%) | 241 |

屋内運動場

令和4年9月1日現在

| | 学校数 A | 車椅子使用者用 トイレ B B/A | | スロープ等による段差解消 | | | | エレベーター (1階建ての建物のみ 保有する学校を含む) | | |
|---------------|----------|-------------------------|---------|------------------------|---------|-------------------------------|---------|------------------------------------|---------|------------|
| | | | | 門から 建物の前まで C C/A | | 昇降口・玄関等から アリーナ等まで D D/A | | E | E/A | うち 1階建て |
| | | | | | | | | | | |
| 令和2年度 (参考) | 27,890 | 10,299 | (36.9%) | 20,747 | (74.4%) | 15,884 | (57.0%) | 18,387 | (65.9%) | 17,060 |
| 令和4年度 | 27,514 | 11,516 | (41.9%) | 21,429 | (77.9%) | 17,098 | (62.1%) | 19,394 | (70.5%) | 17,918 |

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校。

※2 避難所に指定されている学校。

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定が行われていない場合は、従来の地域防災計画に基づく避難所を含む。

公立学校施設のバリアフリー化（令和7年度までの国の目標）

| 対象 | | 令和 2年度 | 令和 4年度 | 令和7年度末までの目標 | |
|----------------------------------|--------------------|-----------|-----------|---|-------|
| 車椅子使用者用 トイレ | 校舎 | 65.2% | 70.4% | 避難所に指定されている全ての学校 に整備 ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%（校舎）、約98%（屋内運動場）に相当 | |
| | 屋内 運動場 | 36.9% | 41.9% | | |
| スロープ 等による 段差解消 | 門から建物の前 まで | 校舎 | 78.5% | 全ての学校 に整備する | |
| | | 屋内 運動場 | 74.4% | | 77.9% |
| | 昇降口・玄関等 から教室等まで | 校舎 | 57.3% | | 61.1% |
| | | 屋内 運動場 | 57.0% | | 62.1% |
| エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む | 校舎 | 27.1% | 29.0% | 要配慮児童生徒等※1 が在籍する 全ての学校 に整備 ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%（校舎）、約76%（屋内運動場）に相当 | |
| | 屋内 運動場 | 65.9% | 70.5% | | |

※1 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況

空調(冷房)設備※1の設置状況

公立小中学校等の普通教室への空調設置率は95.7%

令和4年9月1日現在

| 学校種 | 室の種類 | 保有室数 | 設置率 | | R2年調査 [上昇率] |
|-------------|------|---------|------------------|--------------------|------------------------|
| | | | うち設置済 室数 | | |
| 小中学校 等※2 | 普通教室 | 427,891 | 409,621 | 95.7% | 93.0% [+2.7%] |
| | 特別教室 | 391,781 | 248,022 | 63.3% | 57.5% [+5.8%] |
| | 体育館等 | 35,437 | 5,422 (8,763) | 15.3%※3 (24.7%) | 9.0% [+6.3%] (-) |

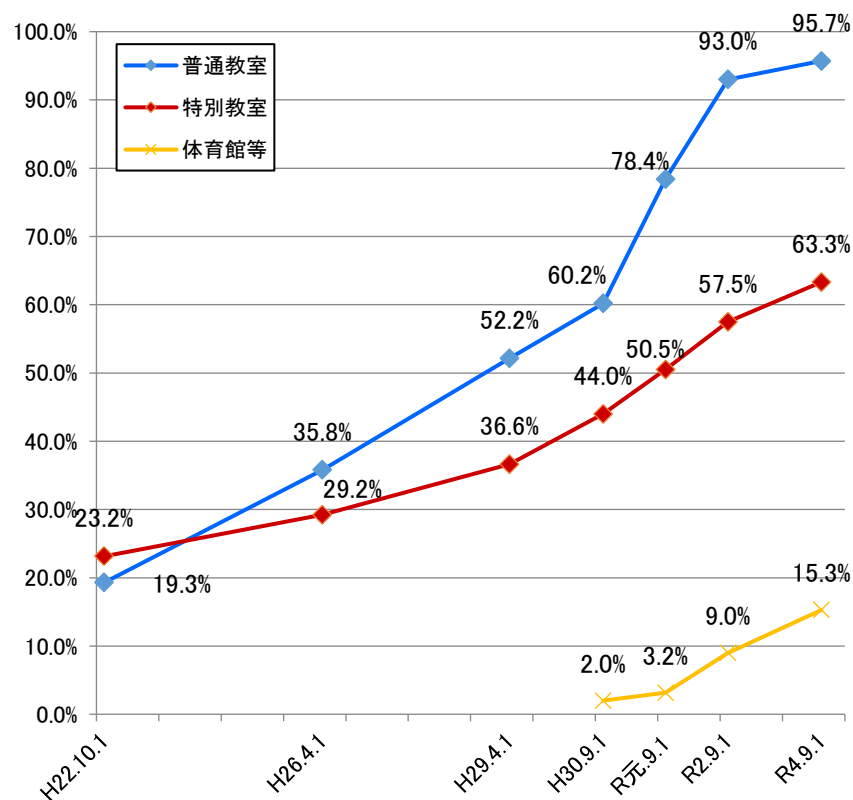
※1冷房機能を有した設備(スポットクーラーを含む。)

※2「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」(平成30年度補正予算)の対象となった学校種(公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園等)

※3(-)は体育館等で災害時の調達協定等により緊急時には外部より確保可能としている室数を含めた対応状況

公立小中学校等の空調(冷房)設備設置状況の推移

普通教室の前回調査からの上昇率は2.7%



(出典) 公立学校施設の空調(冷房)設備の設置状況調査(令和4年9月1日時点)

◆学校施設における木材利用◆

○木材利用の意義と効果

- ◆教育的効果の向上
 - ・木材による快適な学習環境や木材を通じた学習機会の形成
- ◆地球環境への配慮
 - ・材料製造時の炭素放出量が少ない省エネ材料のため温暖化抑制に寄与
- ◆地域の風土、文化への調和
 - ・地域材や地場職人の活用による地域経済や地場産業の振興

○木材利用の課題

- 「木」に対する知識・理解の不足、木材利用経験の不足
- 木材の供給および調達
- 木材流通量による地域ごとの市場価格の違い

《対策》

- ・木材を利用して整備した6割超の学校施設の取組事例を周知
- ・木材利用を推進するため、補助単価の加算を実施

・脱炭素社会の実現に資するため、令和4年度より学校施設の内装木質化を標準化

・地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を5.0%加算

◎地場産業の活性化

- ・地域材や地場の職人の技術の活用による、地域経済の活性化や地場産業の振興



児童の製材所の視察
(提供：田辺市教育委員会)



林野庁業務資料 (提供：林野庁)

◎教育的効果の向上

- ・柔らかくて温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成
- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用



真庭市立北房小学校 普通教室
CLT部分利用 (構造材)

◎地球環境への配慮

- ・鉄やアルミニウム等と比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない
- ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与
- ・森林の有する公益的機能・多面的機能の維持、向上

◎地域の風土や文化への調和

- ・学校づくりを通じた、地域とのコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供

◇会津坂下町立坂下東幼稚園

福島県河沼郡会津坂下町字上口705



◇多賀町立多賀中学校

滋賀県犬上郡多賀町多賀210



建物区分
・園舎
構造規模
・木造
(1階建て)
延床面積
・1,380㎡
木材使用量
・478㎡



出典：全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～（平成26年7月 文部科学省）より

学校施設における木材利用（公立学校施設における木材利用進捗状況）



(単位：棟)

1. 新しく建築された木造施設の整備状況及び非木造施設の内装木質化の状況

令和2年度に新しく建築された全ての学校施設**805棟のうち、595棟（73.9%）**が木材を使用。

※ 木材の利用状況調査より
 ※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 全施設数 | 760 | 823 | 805 |
| うち木造施設数① (木造施設数/全施設数) | 172 (22.6%) | 186 (22.6%) | 154 (19.1%) |
| うち非木造施設数 | 588 | 637 | 651 |
| うち内装木質化数② (内装木質化数/全施設数) | 297 (39.1%) | 322 (39.1%) | 441 (54.8%) |
| 木材を使用した施設数①+② (内装木質化数/全施設数) | 469 (61.7%) | 508 (61.7%) | 595 (73.9%) |

2. 新しく建築された学校と木材を使用して改修された学校の木材使用量

令和2年度に整備された学校施設では、**39,572m³**の木材を使用。うち、**14,240m³（36.0%）**が木造施設で、**25,332m³（64.0%）**が非木造施設の内装木質化等において使用された。

※ 木材の利用状況調査より
 ※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計
 ※ 数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 全施設木材使用量 | 41,076 | 44,978 | 39,572 |
| うち国産材 (国産材率) | 24,675 (60.1%) | 28,194 (62.7%) | 23,442 (59.2%) |
| うち木造施設 | 13,634 | 17,510 | 14,240 |
| うち国産材 (国産材率) | 10,991 (80.6%) | 14,433 (82.4%) | 10,364 (72.8%) |
| うち非木造施設 (内装等に木材を使用) | 27,442 | 27,468 | 25,332 |
| うち国産材 (国産材率) | 13,684 (49.9%) | 13,761 (50.1%) | 13,078 (51.6%) |

参考 全木造施設数

- 全学校施設数： 368,494棟
- うち木造施設数： 32,497棟（8.8%）

※公立学校施設実態調査より（令和2年5月1日時点）
 ※公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の計

学校施設の複合化等（複合化の実施状況）



文部科学省

- ・公立小中学校等の複合化事例は、全国で11,450校（約39%）
- ・公立学校施設を複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

| 施設区分 | 文教施設 | | | | | | | |
|--------------|---------|------|------|---------|--------|--------|-------|----------|
| | 社会教育施設等 | | | 社会体育施設 | | 文化施設 | | その他 |
| 施設種別 | 図書館 | 公民館等 | 博物館等 | 水泳プール※2 | 体育館等※2 | 劇場・音楽堂 | 文化会館等 | その他の文教施設 |
| 小学校 | 53 | 560 | 7 | 32 | 554 | 3 | 3 | 143 |
| 中学校 | 20 | 47 | 2 | 11 | 287 | 0 | 2 | 32 |
| 義務教育学校 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| 中等教育学校（前期課程） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 75 | 608 | 9 | 44 | 843 | 3 | 5 | 182 |

| 施設区分 | 社会福祉施設 | | | | | | |
|--------------|----------|-----|------|-----------|---------------|----------|------------|
| | 児童福祉施設 | | | 老人福祉施設 | | 障害者支援施設等 | その他の社会福祉施設 |
| 施設種別 | 放課後児童クラブ | 保育所 | 児童館等 | 特別養護老人ホーム | 老人デイサービスセンター等 | | |
| 小学校 | 6,782 | 66 | 165 | 0 | 23 | 11 | 105 |
| 中学校 | 40 | 13 | 5 | 2 | 8 | 3 | 7 |
| 義務教育学校 | 48 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 中等教育学校（前期課程） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 6,870 | 88 | 170 | 2 | 31 | 14 | 114 |

| 施設区分 | 文教施設・社会福祉施設以外の施設 | | | | | | 計 |
|--------------|------------------|------|---------|-------------|------|-----|--------|
| | 病院・診療所 | 行政機関 | 給食共同調理場 | 地域防災用備蓄倉庫※3 | 民間施設 | その他 | |
| 小学校 | 12 | 38 | 292 | 5,202 | 13 | 344 | 14,408 |
| 中学校 | 5 | 17 | 114 | 2,233 | 1 | 136 | 2,985 |
| 義務教育学校 | 0 | 0 | 3 | 39 | 1 | 1 | 116 |
| 中等教育学校（前期課程） | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 17 | 55 | 409 | 7,475 | 15 | 481 | 17,510 |

※1 公立小中学校（分校を含む。）、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）において、他の文教施設、社会福祉施設、その他の施設と複合化し、供用開始している事業（集約化、廃止された事業は含まない。）の件数

※2 社会体育施設に限る

※3 学校用の備蓄倉庫は対象外

学校施設の複合化等（集約化・共用化等）

学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集(令和2年3月)より
https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_shisetsu01-100003127_1.pdf

茨城県 下妻市（プールの共用化事例）

- 下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎える。
- 校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、耐震補強・改築に加え、大規模改修を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。
- プール施設の老朽化が激しい要因としては、全て屋外プールであるため、風雨や紫外線にさらされ、防水塗装やプールサイドのタイル等が劣化していた。
- プールの使用期間(例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度)における各校プールの稼働率※についても低い状況であった。



プール施設のあり方についての検討が必要！

※ 稼働率

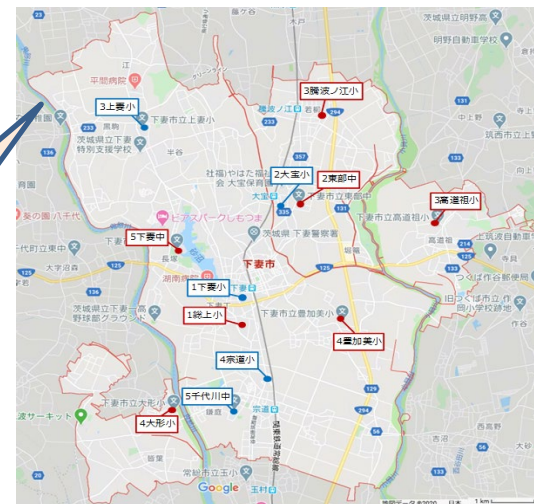
夏季(6月～7月3週目までの7週間)の授業210時間(1日6時間×平日5日×7週)に対し、2学級で同時授業を行うこととした場合の12時間水泳授業を実施する必要時間(学級数÷2学級×12時間)の割合。例:(20学級÷2学級(同時授業)×12時間)/210時間=57%



＜必要とされるプール数を考慮して集約化＞

- ・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校（基幹校）と他校のプールを利用する学校（利用校）をそれぞれ決定。
- ・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定。
- ・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校（利用校）については、基本的に地理的に基幹校に近い学校を選定。

★学校所在地からプールを保有・維持する学校を選定



利用校から基幹校へはバスを利用



〔集約前〕

平成30年5月時点

| 校名 | 児童数 | 学級数 | 建設年 | 稼働率 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 下妻小 | 590 | 20 | S46 | 57% |
| 大宝小 | 226 | 8 | S57 | 23% |
| 騰波ノ江小 | 124 | 6 | S44 | 17% |
| 上妻小 | 305 | 12 | S44 | 34% |
| 総上小 | 120 | 6 | S45 | 17% |
| 豊加美小 | 144 | 6 | S45 | 17% |
| 高道祖小 | 205 | 6 | S56 | 17% |
| 宗道小 | 311 | 12 | S47 | 34% |
| 大形小 | 169 | 6 | S46 | 17% |
| 下妻中 | 560 | 16 | 一※ | 46% |
| 東部中 | 355 | 11 | S47 | 34% |
| 千代川中 | 244 | 7 | H11 | 20% |
| 平均 | 280 | 10 | | 28% |

集約化



★共用化に向けた学校の組合せ

〔集約後〕 共同利用の組合せ

| 基幹校 | 利用校 | 稼働率 | 番号 |
|------|---------------|-----|----|
| 下妻小 | 総上小 | 74% | 1 |
| 大宝小 | 東部中 | 57% | 2 |
| 上妻小 | 騰波ノ江小 高道祖小 | 68% | 3 |
| 宗道小 | 大形小 豊加美小 | 68% | 4 |
| 千代川中 | 下妻中 | 66% | 5 |
| 平均 | | 67% | |

集約化により30年間で約4.56億円の費用削減！

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

令和4年度予算額 : 25,911千円
(前年度予算額 28,022千円)

<主旨・背景>

- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共負担の抑制に資するPPP/PFI事業の推進については、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できることから、「PPP/PFI推進アクションプラン」（令和3年6月 民間資金等活用事業推進会議決定）等において求められている。
- 文部科学省においては、文教施設におけるPPP/PFI事業の案件形成を図るため、**地方公共団体等の多様なPPP/PFI事業の検討段階を支援**するとともに、**先導的な事業の収集・分析**を行い、その**成果を全国に発信・普及**する取組を実施する。特に①施設の維持管理に関する包括的民間委託事業、②集約・複合化に関する事業、③カーボンニュートラルに資する事業、④コンセッション事業、⑤小規模な地方公共団体における事業等が求められている。

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

多様なPPP/PFI事業の推進のため、先導的な事業の具体的な検討を支援

先導的開発事業の実施

多様なPPP/PFI事業導入のプロセス

検討段階

1. 事業の発案

2. 具体化の検討

PPP/PFI手続

事業実施

事業の内容

地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、地域や施設の特徴等を踏まえ、**事業手法の検討など「事業の発案」**や、**事業スキームの開発など「具体化の検討」**を実施

1. 事業の発案

(具体的な検討例)

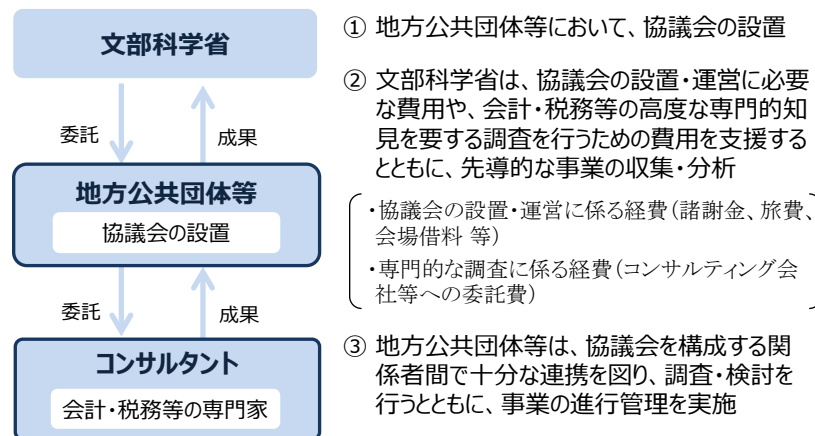
- 事業手法の検討（目的の明確化、検討体制や意思決定プロセスの構築、施設整備・維持管理方針の検討、事業手法の比較・検討等）
- 導入の判断基準（スケジュール、導入効果やVFM算定方法の検討等）
- 民間事業者へのインセンティブ（創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等） など

2. 具体化の検討

(具体的な検討例)

- 事業スキームの開発（期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、法令上・会計税務上の課題整理等）
- 民間事業者の意向調査（専門的人材の確保の検討等） など

事業の仕組み



< 実施体制イメージ >

- 地方公共団体等において、協議会の設置
- 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援するとともに、先導的な事業の収集・分析
 - 協議会の設置・運営に係る経費（諸謝金、旅費、会場借料等）
 - 専門的な調査に係る経費（コンサルティング会社等への委託費）
- 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を行うとともに、事業の進行管理を実施
- 国は、事業の成果を全国に発信・普及

4文科施第166号
令和4年6月28日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
下 間 康 行
(公 印 省 略)

学校施設整備指針の改訂等について (通知)

先般、「今後の学校施設の在り方に関する報告書について (通知)」 (令和4年3月31日付け3文科施第535号) においてお知らせしたとおり、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 (別添1)、「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」報告書 (別添2) を踏まえ、文部科学省では各学校種の計画・設計上の留意事項を示した「学校施設整備指針」を改訂するとともに、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性 (目標水準) を策定しましたので通知します。

ついで、下記の点に留意し、地域の実情等を踏まえつつ、教育を進める上で必要な施設環境の確保に努めるようお願いいたします。

なお、学校施設の整備に当たっては、国庫補助や地方財政措置などの財政支援制度 (別添3) も活用することができます。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれは、域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県におかれは、所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知するようお願いいたします。

記

1. 「学校施設整備指針」改訂のポイント

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方
「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿を次の5つの視点から新たに記載しました。

① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空

間を実現する視点

- ② 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する視点
 - ③ 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する視点
 - ④ 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する視点
 - ⑤ 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する視点
- 例えば、一つ目の視点では、1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備についてや、個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備等について追記しています。

(2) これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方

特別支援教育を巡る状況等を踏まえ、特別支援学校に限らず、各学校施設整備指針において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備、多様な学びの場の整備、特別支援学級・通級による指導、施設の併置・併設等の多様な設置形態、障害種別や医療的ケアへの対応等について追記しています。

例えば、学校の中で共生社会を具現化できる環境づくりをすること、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ場として、交流及び共同学習等に対応した施設を計画すること等の重要性について記載しています。

2. 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の策定について

この度、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告第3章で示された在り方を踏まえ、2020年代を通じて実施すべき学校施設整備の方向性を示した「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）」(別添4)を策定しました。各学校設置者においては、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した学校施設整備指針を踏まえ、本目標水準の実現に向けた施設整備に取り組みいただくようお願いいたします。

3. 特別支援学校設置基準も踏まえた特別支援学校施設の整備について

特別支援学校の教室不足が課題となる中、先般の報告書に先立ち、令和3年に特別支援学校設置基準(別添5)が公布されました^{※1}。当該基準は、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準であり、地域の実態等に応じた対応が可能となるよう弾力的・大綱的な規定となっています。特別支援学校施設の整備に際しては、この内容を遵守の上、今般改訂した特別支援学校施設整備指針^{※2}も踏まえていただくようお願いいたします。

※1 施設及び設備に係る規定は令和5年4月1日施行

※2 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加への対応のため、高等学校等の既存施設を特別支援学校に転用する場合等の留意事項について記載を充実

(学校施設整備指針)

- 幼稚園施設整備指針 (令和4年6月)
- 小学校施設整備指針 (令和4年6月)
- 中学校施設整備指針 (令和4年6月)

高等学校施設整備指針（令和4年6月）
特別支援学校施設整備指針（令和4年6月）

※改訂後の指針については、下記HPに掲載しています。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414524_00002.htm

(添付資料)

- 別添1 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（概要）
- 別添2 「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について」（概要）
- 別添3 活用可能な財政支援制度（公立学校施設整備関係）
- 別添4 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）
- 別添5 特別支援学校設置基準について

【本件担当】

(全体について)

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電 話：03-6734-2291 E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

(特別支援学校設置基準について)

初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係

電 話：03-6734-3193 E-mail：tokubetutu@mext.go.jp

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、新しい時代の学校施設の在り方を議論

第1章 新しい時代の学びの姿

(1) 社会情勢の変化

- ⇒社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来
- ⇒新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

(2) 「令和の日本型学校教育」の姿

- ⇒中央教育審議会において、新しい時代の初等中等教育の在り方を検討
- ⇒教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を検討
- 学校のICT環境が整備され、1人1台端末環境のもと、全ての生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた改革の方向性

- ・新学習指導要領の着実な実施
- ・9年間を見通した義務教育の在り方
- ・学校における働き方改革の推進
- ・地域社会や関係機関等との連携・協働
- ・GIGAスクール構想、ICTの活用
- ・多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応
- ・少人数による指導体制の整備

第2章 学校施設の課題

(1) 新しい時代の学びへの対応の必要性

- ポストコロナ時代における学校施設という実空間の役割**
- ⇒児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識
- ⇒ポストコロナ時代において、子供たちがともに集い、学び、遊び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要
- 学びのスタイルの整容への対応**
- ⇒ICTの活用などにより、学級単位で一つの空間で一斉に黒板を向いて授業を受けるスタイルだけでなく、学びのスタイルが多様に整容していく可能性が拡大
- ⇒空間・時間を超えて、様々な学習リソースに非同期にアクセスして学ぶことができるなど「非同期・分散した学びのスタイル」が広がり、これまでの「同期・集合した学びのスタイル」と往還する場面が展開されていく可能性も拡大

(2) ~ (4) 学校施設等における現状と課題

- ・これまでの学校施設の計画、教室面積、多目的スペース、空調設備の整備状況等
- ・防災・減災、国土強靱化、耐震対策、老朽化した施設の実態、維持管理等
- ・国・地方の財政状況、適正規模・適正配置等の実態、複合化・集約化の状況等

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する

「未来思考」の視点

- ① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという**固定概念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す**。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
- ② 教室環境について、**単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）**をもち。
- ③ 紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、**画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）**をもち。
- ④ どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、**新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する**。

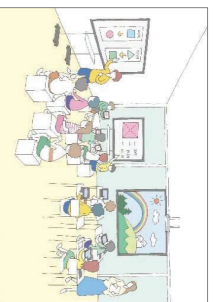
新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

- ⇒1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
- ⇒個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
- ⇒教職員のコミュニケーションシミュレーション、映像編集空間（スタジオ）の整備

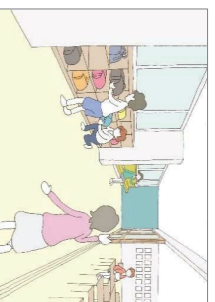
（教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例）



1人1台端末環境等に対応した机と椅子のある教室の整備



多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応



ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- ⇒居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
- ⇒空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- ⇒地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
- ⇒地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共有化等

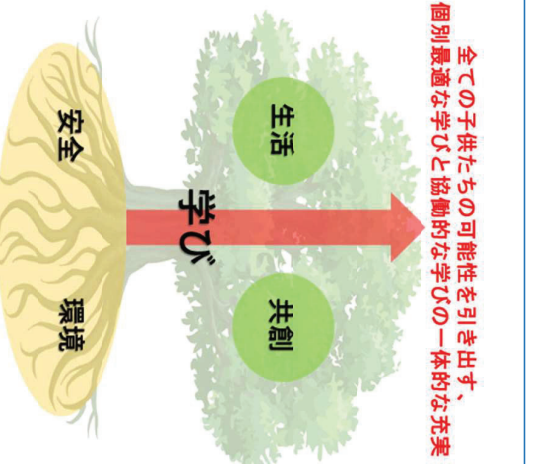
【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- ⇒老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
- ⇒避難所として自家発電、情報通信設備、パワハラ、水害対策等の防災機能を強化

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- ⇒屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
- ⇒環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進



全ての生徒たちの可能性を引き出す、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**

新しい時代の学び舎として目指していく姿

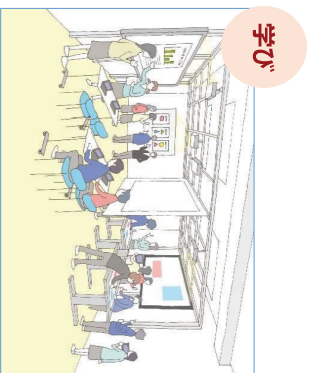
「未来思考」をもった上で、「全ての生徒たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、**これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿**を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『**学び**』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『**生活**』『**共創**』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『**安全**』『**環境**』の確保を実現する。

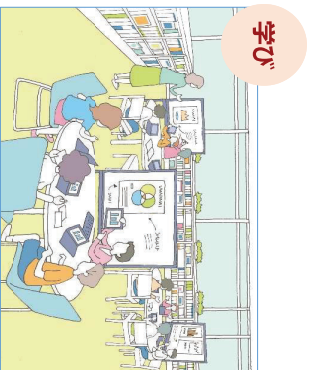


これからの学校施設は、新しい時代の学びを実現していくことを基本とし、それらを具体化する施設環境を創造していく



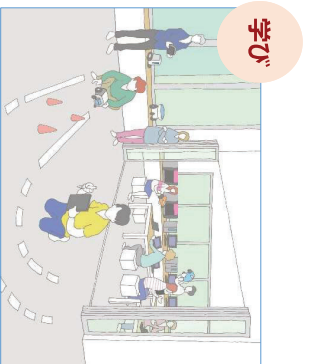
学び

単一的な機能・特定の教科等に捉われず、構造的な学び・多目的な学びに対応できるよう、創造的な空間に転換していく姿



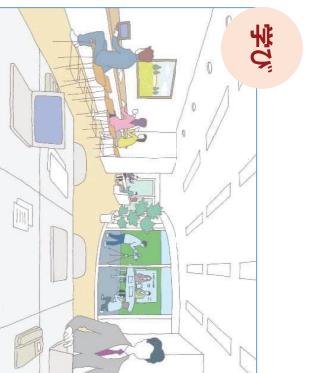
学び

学校図書館とコンピュータ教室と組み合わせ、読書・学習・情報のセンターとなる「ラーニング・コモンズ」としていく姿



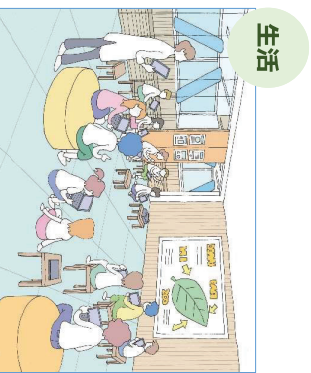
学び

教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピュータ室を専門的で高度な学びを誘発する「デサイナラボ」としていく姿



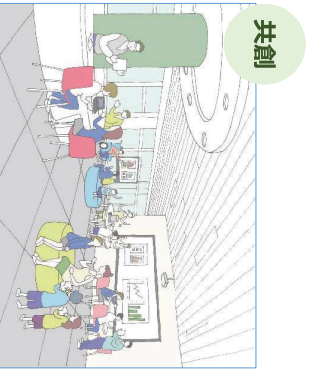
学び

映像編集やオンライン会議のためスタジアム、情報交換や休息ができるラウンジなど、円滑に業務を行える執務空間としていく姿



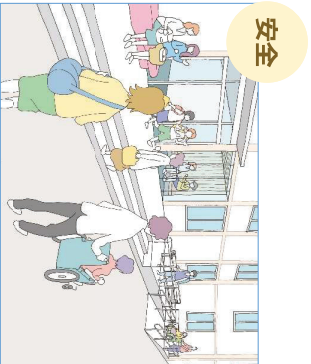
生活

木材を活用し温かみのあるリビングのような空間の中で、壁面の工夫やベンチ等を配置し、豊かな学び・生活の場としていく姿



共創

地域コミュニティの拠点として、地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間としていく姿



安全

長く使い続けることができるように安全性を確保し、子供たちの学び・生活の場、地域のコミュニティの拠点としていく姿



環境

省エネルギー化や再生可能エネルギーを導入等を積極的に進め、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たしていく姿

第4章 学校設置者における推進方策

今後増加する膨大な老朽化施設の現状等を踏まえ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等を積極的に推進していくことをはじめとした具体的な方策を提言

(1) 長寿命化改修を通じた、新しい時代の学びを実現する教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

●安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を積極的に推進

(2) 首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育委員会と、まちづくり部局や財政部局、環境部局、防災部局等の首長部局との横断的な検討体制を構築
- 中長期的な将来推計を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進（将来変化に柔軟に対応できる施設、将来的な用途への転用、複合化・共用化等）

(3) 多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI手法を含め、民間活力を活用した施設整備・維持管理を積極的に推進
- 計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換

(4) 学校関係者等の参画による豊かな学びの環境整備の推進

- 学校施設の計画・設計において、学校設置者と設計者だけでなく、新しい学びの担い手である学校の教職員など関係者が参画した施設づくりを促進、プロポーザル方式の導入推進等

第5章 国における推進方策

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を着実に進めるための具体的な方策を提言

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）の提示

- 2020年代を通じて目指す、新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性を目標水準として整理

(2) 教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の事例収集・分析

- 長寿命化改修等を通じ、教育環境向上と老朽化対策を一体的に整備している好事例について、ポータルサイトとなる課題の解決策とあわせて積極的に周知

(3) 学校施設整備のための財政支援制度の見直し・充実

- 安定的・継続的な予算確保
- 国庫補助単価を含めた財政支援制度の更なる見直し・充実

(4) 新しい時代の学びを実現する学校施設整備の技術的支援の充実

- 学校施設整備・活用のためのプラットフォームを構築（事例・ノウハウの発信、専門家派遣等）
- 先導的モデル研究等を通じた新たな学校施設モデルの提示

(5) 学校施設整備指針の改訂

- (6) 普及啓発、適切なフォローアップと更なる調査研究等の実施

子供たちにとって「明日また行きたい学校」となるために、そこに集う人々にとっても「生き生きと輝く学校」となるために

これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について

～子供たちが共に学ぶ場、多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指して～

○特別支援教育を行う各学校の学校施設整備指針は、幼児児童生徒の学習・生活の場として、また、最も身近な公共施設として、必要な施設機能を確保するための留意事項を網羅的に記載。一方で、特別支援教育を行う学校を取り巻く環境は変化しており、現行指針の留意事項の不断の見直しが必要。

○新しい時代の特別支援教育等の動向に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（主査：上野淳 東京都立大学名誉教授）において、これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方と特別支援学校をはじめとした各学校施設整備指針の改訂案をとりまとめ。

報告書の概要

第1章 新しい時代の特別支援教育等の動向

1. 特別支援教育に関する基本的な考え方や状況の変化
 - ・インクルーシブ教育システムの理念の構築を旨とし、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備が重要
 - ・特別支援教育を受ける児童生徒の増加、特別支援学校学習指導要領の改訂、特別支援学校設置基準の制定
2. これからの特別支援教育の方向性
 - ・障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ・障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
3. 公共施設としての学校施設を取り巻く現況
 - ・バリアフリー化の推進、災害への対応、防災・減災、国土強靱化の推進、老朽化への対応、脱炭素社会の実現

第2章 特別支援教育を巡る状況等を踏まえた施設の在り方 第3章 学校施設整備指針の改訂等

◆特別支援教育を巡る状況等を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の施設整備で更に充実を図るべき視点を示すとともに、それを踏まえた各学校施設整備指針の改訂等について提言

1. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備
 - ▷障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場の整備
 - ▷特別支援学級、通級による指導への対応
 - ▷施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応
2. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実
 - ▷障害種別の対応
 - ▷特別支援教育におけるICTの活用と個別最適な学び・協働的な学びへの対応
 - ▷医療的ケアへの対応
 - ▷自立と社会参加への対応
 - ▷関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応
 - ▷特別支援教育を担う教職員のための施設面での対応
3. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実
 - ▷災害時における福祉避難所等としての役割を踏まえた対応
 - ▷生涯学習、保護者・地域住民等との関わり
4. 社会的要請を踏まえた安全・安心・快適な空間づくり
 - ▷バリアフリー・ユニバーサルデザイン
 - ▷特別支援学校の教室不足への対応
5. その他、特別支援学校の施設について他の学校種と共通して充実を図るべき事項
 - ▷新学習指導要領への対応
 - ▷ICT環境の充実
 - ▷学校施設の安全性や衛生環境等の確保、環境負荷低減、防災機能の向上
 - ▷長寿命化への対応
 - ▷幼児児童生徒の多様化への対応
 - ▷教職員の働く場としての機能向上
 - ▷地域との連携・協働の推進

◆推進方策として、整備指針の改訂、具体的な事例の発信、財政支援の仕組みの周知等を提言

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和4年度予算額(案) 688億円
 (前年度予算額) 688億円
 令和3年度補正予算 1,312億円
 文部科学省

背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首相官邸との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの削減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。**
- ◆ **2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。**

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共有化・集約化

2 防災・減災、国土強靱化の推進

令和3年度補正予算

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

具体的な支援策

制度改正：

- 学校施設以外との複合化を伴う改築、長寿命化改修の補助率引上げ（1/3→1/2）
- 大規模改修事業の上下限額見直し

単価改正：

- LED照明、木材利用など標準仕様の一部見直し等による増 **対前年度比 +10.2%**
- 小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合 R3:220,700円/㎡ ⇒ R4:243,300円/㎡
- 脱炭素化先行地域などの学校施設ZEB化に向けた新たな単価加算 **上記改定単価に加えて+8.0%**

新しい時代の学校施設 脱炭素化

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

避難所としての防災機能強化

多機能トイレの整備

激甚化・頻発化する災害への対応

国土強靱化

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

省エネ 高断熱化、LED照明、高効率空調など

創エネ 太陽光発電など

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

必要のエネルギーをZEBで賄うエネルギー

ZEBで賄えるエネルギー

ZEBで賄えないエネルギー

エネルギー消費量が5割減ゼロ！

年間での消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支ゼロを目指した建築物

出典：環境省ホームページ

○ 公立学校施設の国庫補助について②

公立学校施設のバリアフリー化工事の国庫補助算定割合引上げ（令和3年度～）

1. 整備の必要性

- バリアフリー法の一部改正に伴い既存学校施設を含めてバリアフリー化の一層の取組が求められている。
- 身体的障害を持つ児童生徒等の教育の機会均等を保障するためには、建物の建替えや全面改修のタイミングによらず対応する必要がある。

2. 制度改正の概要

大規模改修（障害児等対策）の国庫補助算定割合を1/3から1/2へ引上げ（※）

※ 地方負担分について、90%まで地方債を充当可能であり、そのうち66.7%が交付税措置される。

<工事内容>

- ・エレベーター・自動ドア・スロープ等を設置する工事
- ・障害を有する教職員等が勤務する学校で特に必要と認められる工事 等

補助対象事業費：下限額 400万円、上限額 2億円

<引上げの対象>

- ・対象校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
- ・算定割合：1/2（※）
- ※保有面積が2,000㎡未満の学校及び幼稚園は1/3



既存校舎に増築したエレベーター棟

特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充（令和2年度～）

1. 特別支援学校の教室不足への対応

- 児童生徒数が減少する中においても、特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援学校施設の教室不足が課題となっている。
- この教室不足の解消には、新增築整備での対応だけでなく、既存施設を活用するなどの効率的な施設整備へ移行させることが重要となる。

2. 拡充する事業の概要

廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間に限り、事業の算定割合を1/3から1/2へ引き上げる。

<工事内容>

廃校等の既存施設の活用による教室不足等の改修工事及び当該工事と関連し一体で行う工事のみを対象とする。

- ・余裕教室や廃校等の既存施設を特別支援学校の用に供するように改修し、障害児等の学習環境を改善する工事
- ・特別支援学校の教室不足を解消することに伴い必要となる工事 等

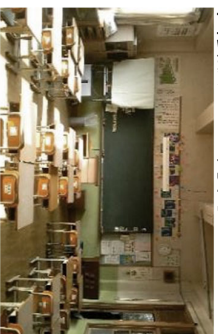
<補助対象>

①対象校：廃校や余裕教室等の既存施設（学校施設以外を特別支援学校として活用する場合も対象）

②交付金の算定割合：1/2

※ 地方負担分について、90%まで地方債を充当可能であり、そのうち22.2%が交付税措置される。

③補助対象事業費：下限額 400万円



改修前の教室



改修後の教室

新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）

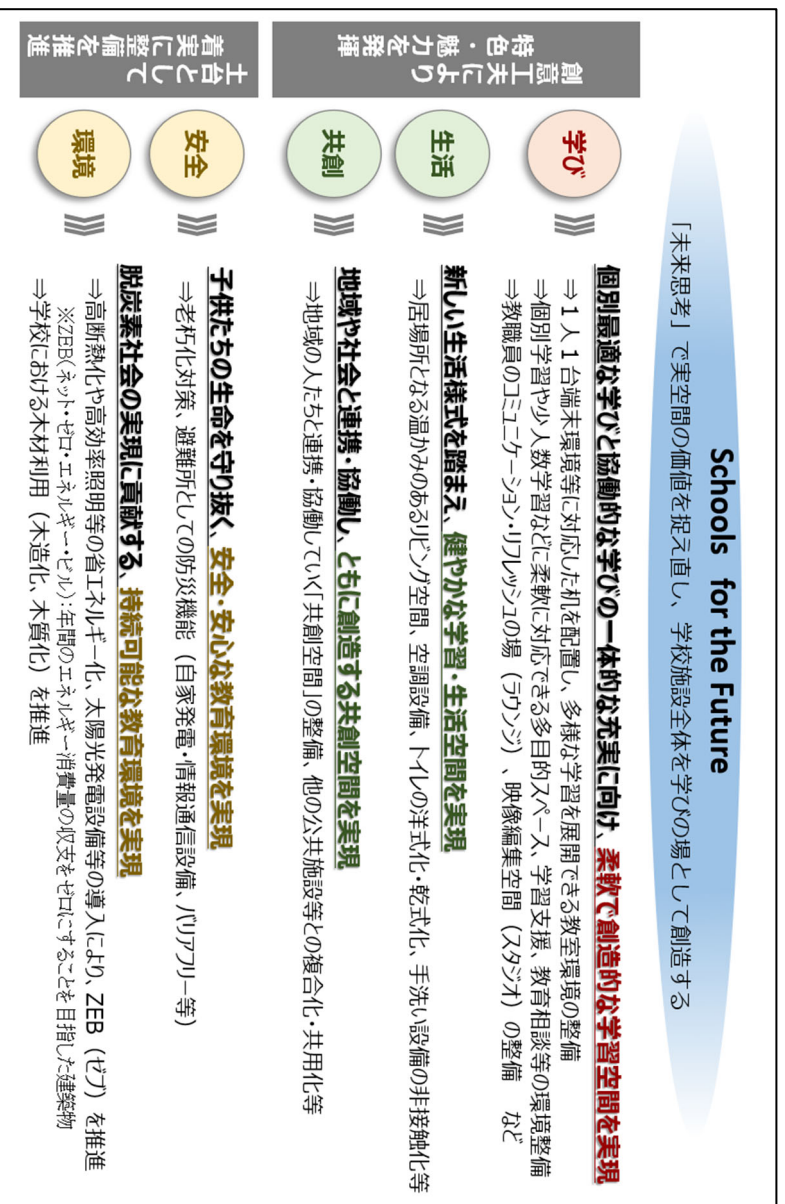
全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、GIGAスクール構想の推進と同時に、学びの基盤となる学校施設についても、新しい時代にふさわしい姿を目指していく必要があります。

このため、令和3年1月から「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」において、新しい時代の学校施設の在り方について議論を進め、令和4年3月に最終報告を公表しました（令和4年3月31日付け3文科施第535号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知により各学校設置者に周知）。

文部科学省では、本報告に示された「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」（図1参照）を踏まえ、各学校設置者において、新しい時代の学びを実現するために、学校施設整備において重点化すべき方向性を「新しい時代の学びを実現する学校施設整備の方向性（目標水準）」（以下「目標水準」という。）として策定しました。

各学校設置者においては、今後の学校施設の整備に当たって、学校施設の計画・設計上の留意事項を示した「学校施設整備指針」も活用しつつ、目標水準を踏まえた計画的・効率的な整備を推進していただくようお願いいたします。

図1：新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）について



○目標水準

| | |
|-------------------|---|
| 1. 長寿命化改修による整備の場合 | 3 |
| 2. 新築等による整備の場合 | 6 |

【目標水準の活用に応じた留意事項】

- 目標水準は、学校設置者の当面の(2020年代を通じて実現する)整備の姿として、重点化すべき方向性を提示するものであり、学校施設の計画・設計上の留意事項を網羅的に示した「学校施設整備指針」とは異なるものである。
- 目標水準については、「①安全・安心で持続可能な教育環境確保の視点から、施設整備の土台として着実に対応するもの」と「②新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点から、創意工夫により特色・魅力を発揮するもの」を整理した上で、両者を一体的に推進する方向を明確化している。
※地域の課題や実際の整備方法等によって、①と②の内容には重なりが生じることがあるとともに、①と②を必ずしも明確に分けることができないことに留意が必要である。
- 既存施設については、長寿命化改修等を通じて、上記の2つの視点を一体的に推進することを基本とし、地方公共団体の財政状況や法的・技術的な課題等を勘案し、教育環境向上のレベルを複数の整備内容・方法に分類している。
- 学校施設の整備に応じた、首長部局等との横断的な検討体制を構築し、教育環境の向上と整備コストの最適化を図ることが重要である。

1. 長寿命化改修による整備の場合

「長寿命化改修」とは、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるために、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げるものであることを前提とする。

このため、学校設置者においては、長寿命化改修が、単に当初の建築時の状態に復旧するのではなく、時代に即応した教育環境に向上させていくものであることに十分留意することが重要である。

①安全・安心で持続可能な教育環境確保の視点から、施設整備の土台として着実に対応するもの

老朽化した施設を長寿命化改修するに当たって、安全・安心を確保し、持続可能な教育環境を確保する視点から、施設整備の土台として着実に対応することを推進する。

○安全・安心な教育環境の実現の視点

【主な整備内容】

- ・非構造部材も含めた耐震対策
- ・老朽化対策
(例：構造躯体の経年劣化の解消、外壁の補修、耐久性を高めるための塗装・防水、設備の更新等)
- ・スロープ、バリアフリートイレ、エレベーター等のバリアフリー化
- ※避難所指定、要配慮児童生徒等の在籍状況等を踏まえて着実に対応

○持続可能な教育環境の実現の視点

【主な整備内容】

- ・壁や窓等の断熱性能向上、高効率照明等の導入等の脱炭素化
- ※長寿命化改修においても新築に準じた学校施設の ZEB 化を計画することが望ましいものとして推進

②新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点から、創意工夫により特色・魅力を発揮するもの

老朽化した施設を長寿命化改修するに当たって、子供たちの学び・生活・共創の場として、新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点から、①と一体的に推進することとし、地方公共団体や学校等の実情を踏まえた創意工夫により、特色・魅力ある学校づくりを推進する。

この際、地方公共団体の教育ビジョン等を踏まえつつ、既存施設であることに起因する制約や財政状況等を勘案した上で、図2・表1の整備方法（複数のパターンに分類・整理したもの）も参照し、整備内容を検討する。

○柔軟で創造的な学習空間の実現の視点

【主な整備内容】

- ・既存の面積資源を有効活用・再配分し、多様な学習活動等に柔軟に対応できる学習・執務空間を整備
（例：教室空間の充実、可動間仕切りの設置、多目的スペースの整備、廊下等共用部分の有効活用、学校図書館の機能向上、家具を含む学びの空間を一体的に計画、職員室等の執務環境の改善等）
- ・高速大容量通信ネットワーク等の1人1台端末を活用した学習環境を整備
- ・インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備
（例：特別支援学級や通級による指導のための環境整備等）

○健やかな学習・生活空間の実現の視点

【主な整備内容】

- ・トイレの洋式化・乾式化
- ・特別教室、体育館等の空調整備
- ・内装木質化等の木材の積極的な活用
（例：内装木質化による快適で温かみのある生活空間（リビング空間）の整備等）

○地域や社会との連携・協働の実現の視点

【主な整備内容】

- ・既存の面積資源を有効活用・再配分し、地域の人たちと連携・協働する共創空間を整備（動線整理、明瞭なゾーニング等）
- ・既存の面積資源を有効活用・再配分し、他の公共施設等と複合化・共用化
※地域の実情等に応じて、首長部局等と横断的に検討
- ・避難所としての防災機能強化（自家発電設備、情報通信設備、断水時のトイレ対策、LPガスの活用等）
- ・域内のハザード情報を踏まえた水害対策（受変電設備の高上げ、止水板の設置等）
※防災担当部局や治水担当部局等と連携して対応

図 2：新しい時代の学びを実現する学校施設整備（長寿命化改修）の方向性イメージ

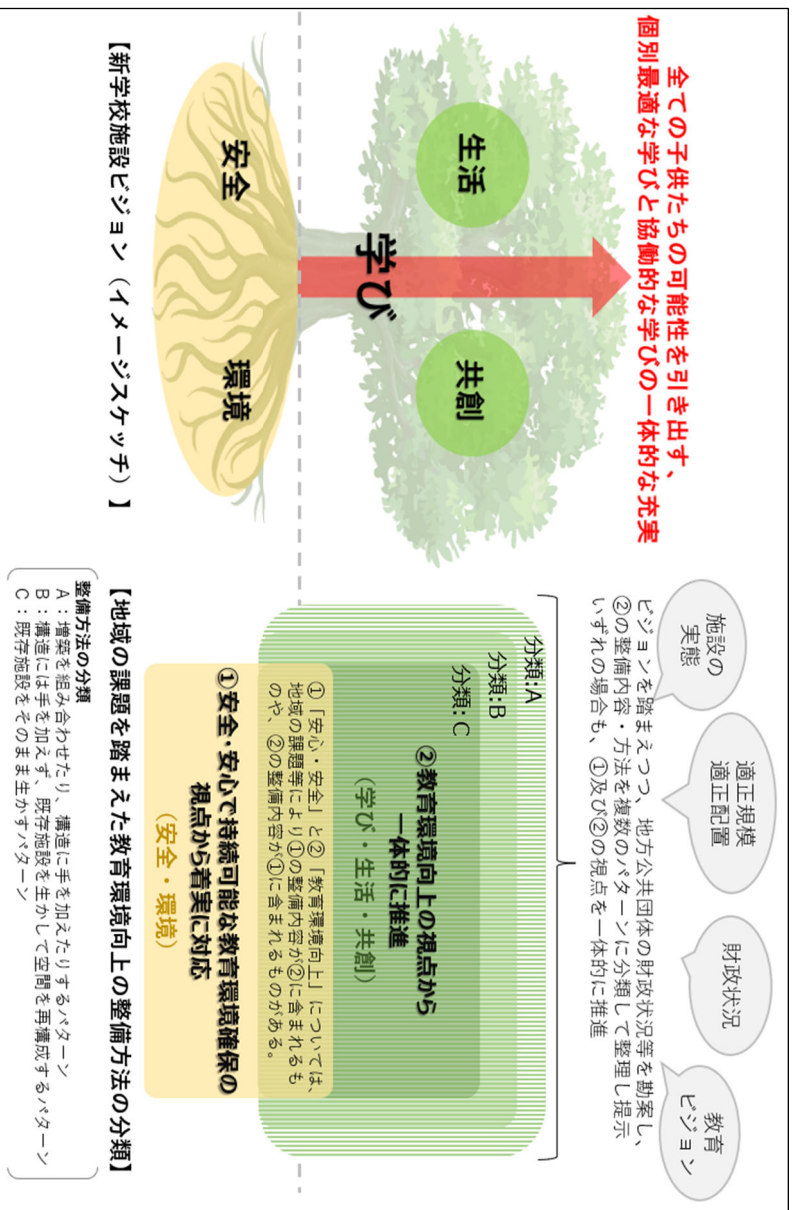


表 1：既存施設における教育環境向上に関する整備方法の分類パターン

| 分類 | 整備方法イメージ | 具体的な整備内容例 |
|----|---|--|
| A | 既存の面積資源を有効活用・再配分するとともに不足するスペースを増築等により補い、多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を整備（可動間仕切り、多目的スペース、廊下等共用部分、図書館、職員室等） 【増築を組み合わせたり、構造に手を加えたりするパターン】 | 既存のプランそのものを見直し、増築を組み合わせたり、必要に応じ、構造に手を加え壁等の位置変更を行ったりして、創造的な空間を整備。ゆとりのある教室の整備、教室と廊下の仕切りを可動間仕切りにした上で、廊下の床の木質化、温熱環境の改善等により、共用部分を有効活用。コンピュータ教室と図書館を組み合わせ、学校を中心にメデイアセンターを新たに整備。あわせて、円滑な執務、協働作業、休息等のための空間を充実。 |
| B | 既存の面積資源を有効活用・再配分し、多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を整備（可動間仕切り、多目的スペース、廊下等共用部分、職員室等） 【構造には手を加えず、既存施設を生かして空間を再構成するパターン】 | 既存のプランそのものを見直し、多目的な学習ができる空間（教室一つ分）を学年ごとに整備、教室と廊下の仕切りを可動式とすることで開放的な空間を整備、廊下の床の木質化、温熱環境の改善等により、共用部分を有効活用。 |
| C | 既存の面積資源を有効活用し、多様な学習活動等に対応 【既存施設をそのまま生かすパターン】 | 余裕教室を新しい学びに対応する創造的空間として整備、ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用。 |

2. 新築等による整備の場合

①安全・安心で持続可能な教育環境確保の視点から、施設整備の土台として着実に 応ずるもの

○安全・安心な教育環境の実現の視点

【主な整備内容】

- ・ 基本的な耐震性能、安全性の確保
- ・ スロープ、バリアフリートイレ、エレベーター等のバリアフリー化
※バリアフリー法に基づき着実に対応
- ・ 避難所としての防災機能強化（自家発電設備、情報通信設備、断水時のトイレ対策、LPガスの活用等）
- ・ 域内のハザード情報を踏まえた水害対策（浸水対策等に配慮した整備）
※防災担当部局や治水担当部局等と連携して対応

○持続可能な教育環境の実現の視点

【主な整備内容】

- ・ ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保、再生可能エネルギーの積極的な導入
（例：屋根や外壁等の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入等）

②新しい時代の学びを実現する教育環境向上の視点から、創意工夫により特色・魅力を 発揮するもの

○柔軟で創造的な学習空間の実現の視点

【主な整備内容】

- ・ 多様な学習活動等に柔軟に対応できる学習・執務空間を整備
（例：教室空間の充実（1人1台端末に対応した教室用机を前提とした空間の検討）、可動間仕切りの設置、多目的スペースの整備、廊下等共用部分の有効活用、学校図書館の学習・情報センター化、家具を含む学びの空間を一体的に計画、職員室等の執務環境の充実等）
- ・ 高速大容量通信ネットワーク等の1人1台端末を活用した学習環境を整備
- ・ インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備
（例：特別支援学級や通級による指導のための環境整備、クールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペースの整備等）

○健やかな学習・生活空間の実現の視点

【主な整備内容】

- ・トイレの洋式化・乾式化
- ・特別教室、体育館等を含む学習・生活空間の空調整備
- ・木材の積極的な活用
(例：内装木質化による快適で温かみのある生活空間（リビング空間）の整備等)

○地域や社会との連携・協働の実現の視点

【主な整備内容】

- ・地域の人たちと連携・協働する共創空間を整備（動線整理、明瞭なゾーニング等）
- ・他の公共施設等との複合化・共用化
※地域の実情等に応じて、首長部局等と横断的に検討

特別支援学校設置基準の概要

趣旨

- ◆ これまで、特別支援学校については、学校教育法3条に基づく設置基準として独立した省令は定められておらず、学校教育法施行規則に、設備編制の基本的事項についてのみ定められていた。
- ◆ 今般、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、設置基準を制定。
- ◆ 有識者会議や中教審の答申を踏まえ、①**特別支援学校を設置するために必要な最低の基準**とするとともに、②**地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定**することを基本方針とする。

主な内容

他の学校種の設置基準と共通の内容

- ◆ 構成（総則、学科（高校）、編制、施設及び設備、別表（校舎・運動場の面積））
- ◆ 趣旨（学校を設置するのに必要な最低基準であり、設置者は、学校が設置基準より低下した状態にならないよう、水準の向上を図ることに努めなければならない）【1条2～3項】
- ◆ 経過措置（編制並びに施設及び設備に係る規定の施行の際、現に存在する学校の編制等については、当分の間、なお従前の例によることができる）【附則2項】

等

特別支援学校に特有の内容

- ◆ 高等部の学科の種類（例 視覚障害：理療・理学療法、聴覚障害：歯科技工等）【3～4条】
- ◆ 一学級の幼児児童生徒数（幼稚部5人以下、小中学部6人以下、高等部8人以下、重複障害3人以下）【5条】
- ◆ 教諭等の数等（相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等）【7～12条】
- ◆ 校舎に備えるべき施設（自立活動室等）【15条】
- ◆ 校舎の面積（学部、障害種毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】
- ◆ 運動場の面積（学部毎に幼児児童生徒数に応じて設定）【14条、別表】

等

その他の内容

- ◆ 学校教育法施行規則の一部改正（120条～123条の削除等）
- ◆ 特別支援学校の高等部の学科を定める省令の廃止

（参考）

令和3年9月24日 公布
令和4年4月 1日 施行
令和5年4月 1日 施行（編制、施設及び設備）